

【情報館】・特にことわりのないものは11月4日(火)から申し込みを受け付けます。・費用などの記載がないものは無料です。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を郵送



年末調整や確定申告で必要な控除証明書を郵送します。

郵送時期 平成26年1月1日～9月30日納付分：11月上旬 平成26年10月1日～12月31日納付分：27年2月上旬

子ども医療費助成制度

0歳から中学3年生までのお子にかかる医療費の助成を行っています(所得制限なし)。助成には事前に登録が必要です。

助成を受けるには…

健康保険証(お子さんの名前が掲載されているもの)、振込先金融機関の通帳またはキャッシュカード(健康保険証の代表者のもの) 申す役所2階子ども支援課へ直接

登録内容に変更があったとき…

健康保険証、振込先金融機関、住所などに変更があった場合は、医療費助成資格変更届の提出が必要です。

夜間納税・相談窓口

開設日 11月4日(火)・28日(金)、12月1日(月) 午後5時15分～8時

災害、けが、病気、失業などで収入が著しく減り、納期限までに納められないときは、お早めにご相談ください。



12月1日(月)は

国民健康保険税(第5期)

の納期限です

納付書に記載された納付場所で、納期限までに納めてください。

市役所2階収税課

2998-9073

変更のあったものと子ども医療費受給者証を持参の上、子ども支援課、まちづくりセンター(並木を除く)へ直接(健康保険証の被保険者の変更となった場合は、子ども支援課のみの受け付け)

市外へ転出するときや受給者証の有効期限が過ぎたときは、必ず受給者証を返却してください。

骨髄移植ドナーに助成金を交付

対次の全てに該当する方

平成26年4月1日以降に日本骨髄バンクの事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供した方②他の助成金などの交付(ドナー休暇を含む)を受けていない方③提供時に市内在住の方

助成額 提供に要した日数に対し、1日あたり2万円を助成(1回の提供につき7日を上限)

問 保健医療課 2998-9385

平成26年度難病患者見舞金

対県が指定した難病で治療を受け、市内に住所を有し、特定(指定)疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方(所沢市重度心身障害福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当受給者を除く)

見舞金 2万5千円(年度1回)

見舞金の申請は毎年度必要です。

問 平成27年3月31日(火)までに①受

給者証②印鑑③振込先金融機関の本支店名・口座番号(20歳以上の方は本人名義の口座)を持参の上、市役所1階障害福祉課 2998-9116へ直接

平成27年1月から重度心身障害児者の医療費助成の対象者が変わります

現在の医療費助成の対象者

対次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳の1級～3級の方②療育手帳のA、A、Bの方③一定の障害※があり埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳～74歳の方、または75歳以上で市長の認定を受けた方

※一定の障害とは…身体障害者手帳4級の一部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障害)

精神障害者保健福祉手帳1・2級 障害基礎年金1・2級

変更点

精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象に加わります(ただし、精神疾患にかかる入院費用は助成対象外)

65歳以上で重度障害者となった方は、助成対象外となります(ただし、既に助成対象となっている方は、引き続き助成対象)

問 障害福祉課 2998-9116

介護保険サービス利用料の助成

助成の対象者 助成額の割合

①世帯全員の方の市区町村民税が非課税の方 サービス利用料の4分の1

②①に加えサービス利用者が高齢福祉年金受給者の方 サービス利用料の2分の1

※保険給付対象サービス(施設サービス利用時の食費、居住費は除く)の1割自己負担額。ただし、高額介護サービス費の給付がある場合は、その給付額をサービス利用料から控除した額とします。

留意事項

サービス利用月の末日から半年以内 保険料を滞納している場合は助成不可 高額医療合算介護(予防)

サービス費の支給を受けている場合は、介護保険低所得者等助成金の支給額の算定にて調整

問 振込先金融機関の本支店名・口座番号(初回時)の分かるもの、領収書(写し可)、印鑑を持参の上、市役所1階介護保険課 2998-9420へ直接

郵送でも申請ができます。詳細はお問い合わせください。

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

犯罪被害のつらさを誰かに聞いてほしいときや被害に遭ったことを繰り返したいなど、ご相談ください。

相談窓口 埼玉県警察本部 犯罪被害者支援室(犯罪被害者相談センター) 0120-381-858(FAX兼用) 午前8時30分～午後5時15分

(公社)埼玉犯罪被害者援助センター(愛称:彩の国サポートセンター) 048-865-783

0午前9時～午後4時

いづれも土・日曜日、祝休日、年末年始を除きます。

問 防犯対策室 2998-9090

生活困窮者自立相談支援モデル事業を開始

生活保護に至るおそれのある方を対象に、就労の支援や自立に関する相談窓口を開設しています。

開設時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時

相談窓口 所沢市社会福祉協議会 2968-3960

問 生活福祉課 2998-9201

女性の権利ホットライン

女性をめぐる権利問題など電話による相談を受け付けます。

相談電話 0570-07018 10(午前8時30分～午後5時15分/土・日曜日、祝休日を除く)

超親切的な市役所へ!

休日開庁(毎月第2・第4土曜日の午前中)

11月の休日開庁日 11月8日(土)・22日(土) 午前8時30分～午後0時30分

Table with 2 columns: 取り扱い業務 (Handling Business) and 開庁窓口 (Opening Office Counter). Rows include: ①転入・転出・転居などの異動届②印鑑登録③住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書などの各種証明書の交付④住民基本台帳カードの申請・交付; ⑤国民健康保険・国民年金の手続き; ⑥課税・非課税証明書、納税証明書の交付; ⑦市税の納付⑧納税相談; 上記①～⑦の業務

◎取り扱い業務の詳細は、事前にお問い合わせの上、お越しく下さい。

相談員 法務局職員、人権擁護委員

強化週間(11月17日(月)～23日(祝))

11月17日(月)から21日(金)は午後7時まで時間を延長して、また11月22日(土)・23日(祝)は午前10時から午後5時まで相談を受け付けます。

問 さいたま地方法務局人権擁護課 048-859-3507

生産緑地地区の変更に関する都市計画の縦覧

変更案に対し、意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出できます。

縦覧期間 11月7日(金)～21日(金) 縦覧場所 市役所2階都市計画課

対 市内在住・在勤・在学の方、利害関係のある方

問 縦覧期間中に都市計画課 2998-9192へ直接・郵送

所沢駅東口地区地区計画の変更に関する原案説明会および縦覧

原案に対し、意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出できます。

原案説明会 11月22日(土)午後3時～

場 市役所8階大会議室

縦覧期間 11月25日(火)～12月9日(火) 縦覧場所 市役所2階都市計画課

関係のある方

問 縦覧期間中に都市計画課 2998-9192へ直接・郵送

菩提樹池周辺における里山保全地域の指定に関する案の縦覧

案に対し、意見がある方は、縦覧期間中に意見書を提出できます。

縦覧期間 11月4日(火)～18日(火) 縦覧場所 市役所5階みどり自然課

対 市内在住・在勤・在学の方、利害関係のある方

問 縦覧期間中にみどり自然課 2998-9373へ直接・郵送

市民医療センター診療科目を追加

より分かりやすい医療を目指し、内科部門に循環器内科、内視鏡内科、糖尿病・代謝内科を追加しました。

診療日などは、お問い合わせいただくか、市(市民医療センター)をクリックをご覧ください。

問 市民医療センター 2992-1151

防衛医科大学校病院の休診

防衛医科大学校創立41周年記念行事のため11月27日(木)の外来診療は終日休診します。

問 防衛医科大学校病院 2995-1511